

令和7年度 文部科学省委託事業 いじめ対策・不登校支援推進事業
いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

「心理分野に強みや専門性を有する教師の 育成のための教職員向け研修プログラム」

第7章

非行・暴力行為等の未然防止と対応

元法務省保護局長／高崎健康福祉大学・教授

押切 久遠

※所属は2026年4月時点のものです

1. 非行・暴力行為の現状

(1) 少年非行の現状

- ・ 20歳未満の者（少年法上の少年）による刑法犯の検挙人員は年に約3万人

【データはいずれも年間又は年度間】

- ～長期的に見て急減しているが、窃盗、強盗、傷害、暴行、不同意性交等、不同意わいせつ、校内暴力、いじめに起因する事件、家庭内暴力などの事犯が増加傾向
- ・ 少年による特別法犯（交通犯罪を除く）の検挙人員は約4,500人
 - ～大麻取締法違反が最も多く、軽犯罪法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、迷惑防止条例違反と続く
 - ～交通犯罪は急減。暴走族も大幅に減少
- ・ ぐ犯少年、不良行為少年についても、それぞれ大幅に減少

- ⇒ ・ 少年非行は以前と比べ格段に落ち着いてきているが、凶悪事件等の検挙人員が増加傾向にあり、予断を許さない状況
- ・ 「闇バイト」問題の深刻化に見られるように、児童生徒がSNS等を通じて犯罪に加担してしまう懸念の高まり

(参考) 少年の被害に関するデータ

- ・ 児童（18歳未満）が主たる被害者となった不同意性交等や不同意わいせつの検挙件数が急増
- ・ 児童虐待として警察が検挙した事件は約2,600件
～一方で、警察が児童虐待の疑いで児童相談所に通告した児童数は約12万2,000人、児童相談所が対応した児童虐待の件数は約22万4,000件
- ・ SNSに起因する事件の被害児童の数は約1,500人
～児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被害者が最も多い

(2) 学校における暴力行為の現状

- ・ 少年の学校内暴力として警察が検挙した事件 約900件
 - ・ 文科省調査による小・中・高生の暴力行為の件数 約12万9,000件
（内訳）対教師暴力は約1万5,000件 生徒間暴力は約9万5,000件
器物損壊は約1万7,000件
 - ・ 2014年度と2024年度の暴力行為件数の比較
 - 小学生 約1万1,000件 → 約8万3,000件
 - 中学生 約3万6,000件 → 約4万件
 - 高校生 約7,000件 → 約6,000件
- ～小学校で大幅に増加。⇒暴力行為への対応の機会も増加の可能性

⇒中・高の教職員の非行事案への対応経験が乏しくなり、いざ事が起こると学校や学級・ホームルームの運営に対し、より深刻なダメージを与える可能性

2. 非行・暴力行為に関する法令

(1) 刑法等

①刑法～犯罪とそれに対する刑罰を規定した法律

- ・ 窃盗（刑法第235条） 「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する」
- ・ 傷害（刑法第204条） 「人の身体を傷害した者は、15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する」、暴行（刑法第208条）、器物損壊（刑法第261条）
- ・ 強盗（刑法第236条） 「暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期拘禁刑に処する」、強盗致死傷（刑法第240条） などの規定

(近年の動き)

- ・ 強制性交等罪→不同意性交等罪
- ・ 懲役刑・禁錮刑→拘禁刑に1本化

②特別法～刑法以外の法律にも犯罪と刑罰に関する規定

- ・自動車運転死傷処罰法 ・覚醒剤取締法
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法 ・銃砲刀剣類所持等取締法
- ・軽犯罪法 など多くの法律に刑罰規定あり

(近年の動き)

- ・大麻取締法によって処罰されてきた大麻の所持→麻薬及び向精神薬取締法によって処罰され、これまで処罰されなかった大麻の使用(施用)についても同法により処罰
- ・性的姿態撮影等処罰法の成立・施行により、盗撮等の犯罪を厳しく処罰

⇒刑法や特別法によって刑罰の対象になるということは、児童生徒の場合、少年法上の「非行少年」として家庭裁判所による処分の対象になるということの意味する

(2) 少年法・児童福祉法等

①少年法～少年の健全な育成を期し、非行少年に対して保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする法律

- ・少年法上の「少年」＝20歳未満の者

- ・非行少年は次の3つの少年

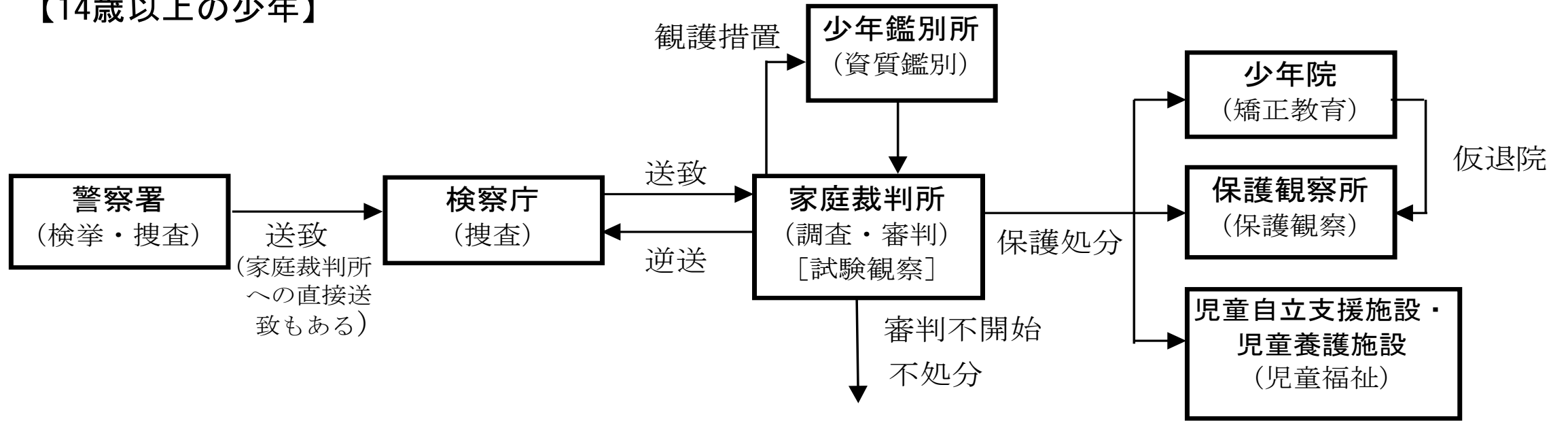
 - 犯罪少年～14歳以上20歳未満で、犯罪をした少年（その中でも、18歳・19歳は「特定少年」）

 - 触法少年～14歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年

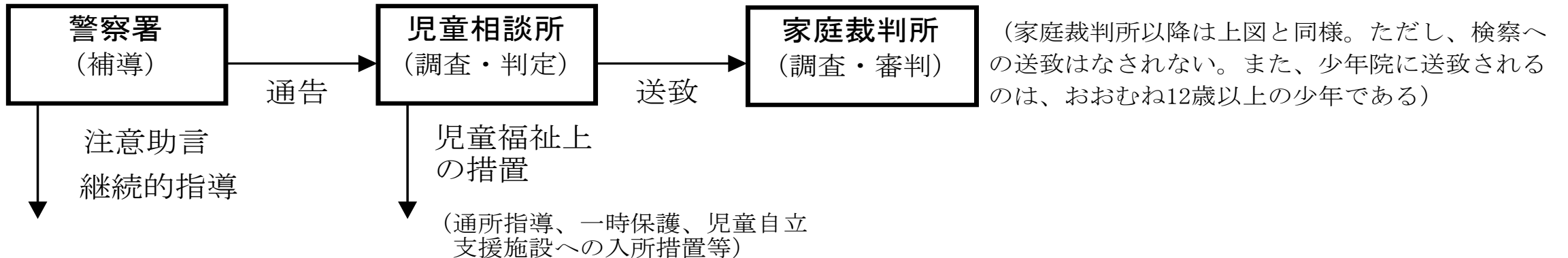
 - ぐ犯少年～18歳未満で、正当な理由がなく家庭に寄りつかないなどの事由があり、将来犯罪や触法に至るおそれのある少年

非行少年の処遇の流れ（概要）

【14歳以上の少年】



【14歳未満の少年】



②児童福祉法～18歳未満の者を対象とする児童の福祉に関する基本法

- ・ 要保護児童（非行のある児童で家庭環境等に問題のあるケースなど）
～ 要保護児童対策地域協議会の対象とするほか、児童相談所において、通所指導、一時保護、児童福祉施設への入所措置などを行うことができる
- ・ 児童自立支援施設（不良行為をなし又はなすおそれのある児童などを入所又は通所させ、指導や自立支援を行う施設）
～ 入所径路の多くは、児童福祉法上の措置だが、家庭裁判所が決定する保護処分として、施設に送致される場合もある

③少年警察活動規則～不良行為少年について定義する国家公安委員会規則

- ・不良行為少年（非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年）
～注意・助言・指導などの「補導」や、保護者への連絡の対象となる

⇒非行少年が家庭裁判所に送られる可能性があるのに対し、不良行為少年は、その行為のみをもって家庭裁判所に送られることはない

3. 非行・暴力行為のアセスメント

(1) 児童生徒についてのアセスメントのポイント

①学習面

②心理・社会面

- ・情緒や考え方（認知）
- ・社会的絆

③進路・キャリア面

④健康面

(2) 児童生徒と環境の関係についてのアセスメントのポイント

①家庭

②友達集団

③学校・地域

(3) 自助資源・援助資源その他

- ・ 非行少年をとらえようとする場合、われわれはついその問題点（悪い点）を見つけ出すことに躍起になってしまっていないか
- ・ これまで述べたようなアセスメントのポイントを押さえつつ、児童生徒の自助資源と援助資源を明確にしていくことも重要

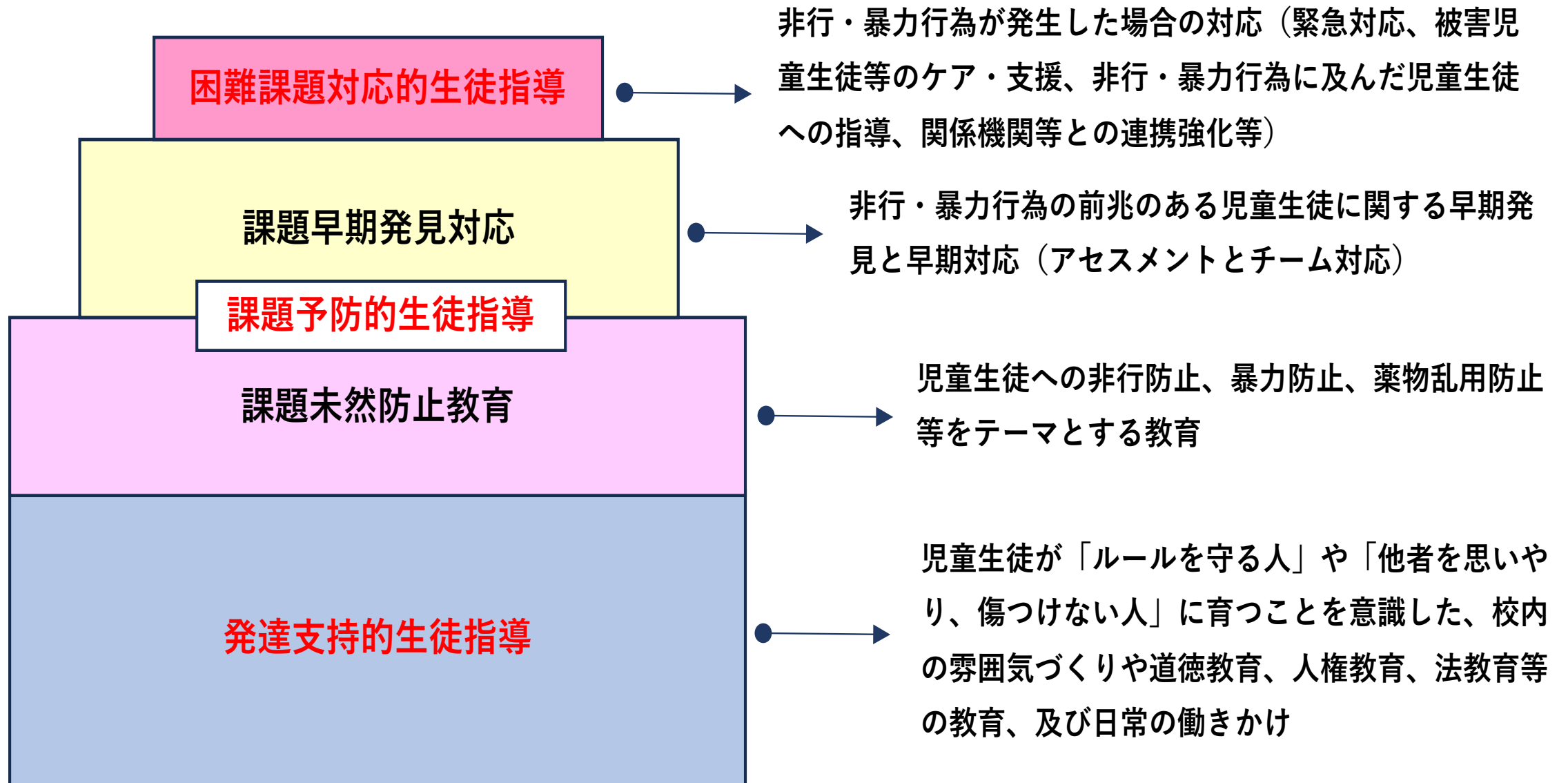
【グループディスカッション】

テーマ「非行や暴力行為のアセスメント」

～非行や暴力行為をアセスメントする際に、参加者はどのようなポイントが重要だと思えるか、話し合ってみましょう。

4. 非行・暴力行為に関する生徒指導の 重層的支援構造

非行・暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造



(1) 非行・暴力行為の防止につながる発達支持的 生徒指導 (第1層)

- ・ 日常の教育活動を通じて、児童生徒が「ルールを守る人」、「他者を思いやり、傷つけない人」に育つことを意識した校内の雰囲気づくりや働きかけなどを行う
 - ～模倣されるような暴力行為のない、暴力行為を許容しない雰囲気づくり
 - ～ルールを守る姿勢、人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーションの力を育む教育や日頃の働きかけ
 - ～教育や働きかけの方法～道徳教育、人権教育、法教育、情報モラル教育など。コミュニケーション力の向上につながる日々の挨拶、声かけ、対話など

(2) 非行・暴力行為の未然防止教育（第2層）

- ・ 非行・暴力行為の未然防止をねらいとする教育を行う
 - ～非行や暴力をテーマとした授業
 - ～外部講師を招いた、非行防止、暴力防止、薬物乱用防止などに関する講話
 - ～どのような行為が非行になるかということを伝える
 - ～非行・暴力行為が、その被害者にどのような影響を与えるのか理解を促す

(3) 非行・暴力行為の前兆行動の早期発見・早期対応 (第3層)

- ・ 児童生徒の非行・暴力行為の前兆行動を早期に発見し対応する
 - ～髪形や服装の変化、生活時間の乱れ、不良行為（喫煙、飲酒、深夜はいかいなど）
 - ～粗暴な言葉、相手を殴るような素振りや壊れない程度に物を蹴るような振る舞い、まだ暴力を伴わないいじめ
 - ～児童生徒の行動や学校、学級・ホームルーム全体の雰囲気を注意深く観察することに加えて、必要なのはアセスメントの充実
 - ～児童生徒の話をよく聴くことも重要
 - ～介入が必要と認められる場合には、チーム学校として指導・援助を行う。特に、保護者との協力は重要

(4) 非行・暴力行為が発生した場合の対応 (第4層)

- ・ 非行・暴力行為が発生してしまった場合の対応
 - ～ 非行・暴力行為の被害を受けた児童生徒等の手当てと周囲の児童生徒等の安全確保
 - ～ 緊急対応を要しない場合であっても、対応について早急に校長等の管理職の指示を仰ぐ
 - ～ 暴力行為に及んだ児童生徒・被害を受けた児童生徒・目撃した児童生徒等からの聴き取り、関係する保護者への連絡、暴力行為の現場の保全と記録
 - ～ 警察への相談について検討した上で、相談を行う場合には、可能な限り早急に相談

～被害を受けた児童生徒等のケア、非行・暴力行為に及んだ児童生徒への指導、他の児童生徒への配慮、保護者への対応

～いじめ事案としての対応

- ⇒ ・被害を受けた児童生徒等のケアと回復支援に関しては、医療機関、警察、民間の被害者支援団体等との連携が考えられる
- ・非行・暴力行為に及んだ児童生徒への立ち直りを目指した指導に関しては、少年非行に係る機関・団体などと連携してネットワーク型の支援チームを組織し、力を合わせて指導・援助に当たることが考えられる

5. 喫煙・飲酒・薬物乱用（オーバードーズ）

(1) 喫煙・飲酒・薬物乱用（オーバードーズ）の現状

- ・ たばこ・アルコールはゲートウェイドラッグとも呼ばれる。喫煙・飲酒という一線を越えることによって、非行という次の一線を越えやすい心理状態が作られる
- ・ 生徒指導において喫煙・飲酒を防止することは、児童生徒の健康を守り、非行を防ぐことに大きくつながるもの
 - ～喫煙で補導された少年は約11万7,000人、飲酒で補導された少年は約1万4,000人
- ・ かぜ薬や咳止め薬などの市販薬の過剰摂取（いわゆるオーバードーズ）が問題となっている
 - ～オーバードーズは、自己の徳性を害するという点で、不良行為や場合によっては非行（ぐ犯）になる可能性もある上に、何よりも健康を著しく害する行為

(2) 喫煙・飲酒・薬物乱用（オーバードーズ）の未然防止と対応

- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用に関する未然防止教育
～ 喫煙・飲酒・薬物乱用の危険性・有害性に関する理解を図るのみならず、喫煙・飲酒・薬物乱用を助長する心理状態や社会環境への適切な対処についても理解を図る
 - ・ 早期発見・早期対応、常習化した場合の対応
～ 速やかに適切な対応をとることができるよう教育相談・指導体制の整備
- ⇒ 不良行為を防ぐという観点からの警察との連携、心身の健康を守るという観点からの医療機関との連携など、関係機関等と協力した取組が重要

6. 校内体制

(1) 対応指針の策定と共有

対応指針を検討するに当たって踏まえるべき通知・報告書

- ・ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」 (2007年・文部科学省初等中等教育局長通知)
 - ～生徒指導の充実、出席停止制度の活用、懲戒・体罰について
- ・ 「暴力行為のない学校づくりについて (報告書)」 (2011年・暴力行為のない学校づくり研究会)
 - ～暴力行為に対する実効的な対応を図ることは、学校における児童生徒の学習環境を改善することになり、ひいては不登校やいじめといった暴力行為以外の児童生徒の問題行動等の改善にも資する

- ・ 「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について」 （2025年・文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
 - ～暴力行為の未然防止や暴力行為が発生した場合の早期対応の重要性。場合によっては、出席停止や警察通報など毅然とした対応の必要性
- ・ 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」 （2023年・文部科学省初等中等教育局長通知）
 - ～いじめ問題に関するものであるが、触法行為や犯罪行為、つまり非行として取り扱われるべきいじめについては、学校が、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めるよう通知
 - ～添付資料として「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」

(2) チーム学校としての校内体制の構築

- ・ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
(2015・中央教育審議会答申)
～教職員のチームによる指導体制の充実、スクールカウンセラー等の専門スタッフの参画、そのためのマネジメント機能の強化などを提案
- ・ チーム学校を具体化するための学校心理学の「3層の援助サービスのシステム」
～個別の援助チーム、コーディネーション委員会、マネジメント委員会)
- ・ 生徒指導提要
～学校全体で育成を目指す児童生徒像や指導の考え方を共有し、関係機関との適切な連携の下、全校的な指導体制を確立することが必要

7. 関係機関等との連携体制

(1) 関係機関等との連携体制

学校が非行・暴力行為に関して連携する主な機関等①

機関等の名称	主な役割	所属する主な専門職	協力する主なボランティアや施設
警察署・少年サポートセンター	非行をした少年の検挙・補導と少年事件の捜査・調査、少年に関する相談への対応、街頭補導、継続補導等を行う。 (少年サポートセンターは、警視庁においては「少年センター」という名称である。また、地方公共団体が設置している類似名称のものとして「少年補導センター」等がある。)	警察官、少年補導職員、少年相談専門職員、スクールサポーター	少年補導員、少年指導委員、少年警察協助手
検察庁	警察から送致された少年事件の捜査を行う。	検察官、検察事務官	
児童相談所	児童福祉の専門機関として、非行相談、児童虐待相談等に対応する。	児童福祉司、児童心理司、医師	民生・児童委員、児童自立支援施設
家庭裁判所	少年事件について調査・審判を行い、少年の処分を決定する。家庭裁判所限りで、審判不開始や不処分等で終結するケースも多い。	裁判官、家庭裁判所調査官	補導委託先、少年友の会会員

学校が非行・暴力行為に関して連携する主な機関等②

機関等の名称	主な役割	所属する主な専門職	協力する主なボランティアや施設
少年鑑別所 (法務少年支援センター)	家庭裁判所の観護措置の決定により少年を收容し、面接、心理検査、行動観察等による鑑別を行う国の施設である。「法務少年支援センター」として、専門的な知識や技術を活用した地域援助(地域における非行や犯罪の防止に関する相談支援等)にも取り組んでいる。	法務技官、法務教官、医師	
保護観察所 (りすたぽ)	家庭裁判所が保護観察の処分をした少年等に対し、地域社会の中で保護観察(再非行防止と更生のための指導や支援)を行う国の機関である。少年院に收容されている少年の帰住先の調整や、「りすたぽ」として関係機関等からの相談に応じた地域援助なども行う。	保護観察官	保護司、協力雇用主、BBS会員、更生保護施設、自立準備ホーム
少年院	家庭裁判所が少年院送致の処分をした少年を收容し、矯正教育(生活指導、職業指導、教科指導等)を行う国の施設である。	法務教官、福祉専門官、医師	篤志面接委員、教誨師

①発達支持的生徒指導や未然防止教育における連携

- ・教職員やスクールカウンセラーが指導や教育を行うほか、警察署・少年サポートセンターの職員、法務省の機関である法務局・検察庁・少年鑑別所・少年院・保護観察所の職員、弁護士、民間ボランティアである保護司・人権擁護委員、NPOのメンバー、医師などを外部講師として招いて行う

②早期発見・早期対応における連携

- ・校内連携型支援チームなどで対応することが基本だが、この段階でも必要に応じて関係機関等と連携することが大切
 - ～（関係機関の例）療育機関、医療機関、児童相談所、市区町村の福祉部門、警察署、少年サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）、りすたぽ（保護観察所）
 - ～（地域の協議会の例）要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡協議会、学校と保護司会との協議会

③非行・暴力行為が発生した場合の連携

- ・緊急場面、被害を受けた児童生徒等のケアと回復支援、非行・暴力行為に及んだ児童生徒への指導などにおいては、関係機関等との連携強化が特に重要

～（被害を受けた児童生徒等のケアと回復支援）

医療機関、警察、民間の被害者支援団体、少年司法関係機関などとの連携

～（非行・暴力行為に及んだ児童生徒への指導）

関係機関等と連携してネットワーク型の支援チームを組織し、学校内外の智恵を集め、力を合わせて指導・援助することが大切

(2) 保護者や地域との連携

- ・ 保護者は児童生徒にとって一番身近な援助資源
～保護者と協力して対応することができれば、最も大きな効果が期待できる
- ・ 地域と学校の関係は、今後の教育活動を考える上で重要なテーマ
～コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）、
「地域学校協働活動」の取組

おわりに

児童生徒の「無力感の克服と責任の自覚」、そのための「愛と役割」の大切さ

- ・ 「自分は何をやってもダメだ」、「どうせ自分なんか」という「学習性無力感」
- ・ 「自分は悪くない」、「自分には責任がない」という「自己責任の否定・回避」

⇒愛とは「人とのつながり」のこと、役割とは「自分にやるべきことがある」ということ

～この2つを実践することによって、人は自己効力感（「自分にもできる」、「無力ではない」という気持ち）を抱くことができる

～そして、この自己効力感をベースとして、「自分の行動には責任が伴う」という責任感を持つことができるようになっていく

チームで、つまり誰かとコラボして対応することの 大切さ

- ・ 多様な人が共通の目標を持ちつつ関わることによって、児童生徒に新たな視点や新たな居場所が生まれ、その成長のチャンスが広がる

【引用文献】

- 石隈利紀（1999）『学校心理学—教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス』誠信書房
- 石隈利紀（2004）「学校心理学とその動向—心理教育的援助サービスの実践と理論の体系をめざして」心理学評論 47巻3号、pp.332-347
- 石隈利紀・家近早苗（2021）『スクールカウンセリングのこれから』創元社
- 押切久遠（2018）「反社会的行動を伴う子どもの援助」水野治久・家近早苗・石隈利紀（編）『チーム学校での効果的な援助』ナカニシヤ出版
- 押切久遠（2024）「非行の理解と非行をする子どもの援助」石隈利紀（編）『教育・学校心理学第3版』遠見書房
- 加藤弘通・大久保智生（2005）「学校の荒れと生徒文化の関係についての研究—〈落ち着いている学校〉と〈荒れている学校〉では生徒文化にどのような違いがあるか」犯罪心理学研究 43巻1号、pp.1-16
- 警察庁生活安全局人身安全・少年課（2025a）「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」（https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf_r6_syonenhikoujyokyo.pdf 2026年4月23日）
- 警察庁生活安全局人身安全・少年課（2025b）「令和6年中における少年の補導及び保護の概況」（https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/pdf_r6_syonengaikyo_teisei.pdf 2026年4月23日）
- 厚生労働省「一般用医薬品の乱用（オーバードーズ）について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00010.html 2025年1月19日）
- 中央教育審議会（2015）「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf 2025年1月26日）

- ハーシ (1969) 森田洋司・清水新二 (監訳) 1995 『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて』 文化書房博文社
- 法務総合研究所 (2023) 「令和5年版犯罪白書—非行少年と生育環境」
(<https://hakusyol.moj.go.jp/jp/70/nfm/mokuji.html> 2025年1月26日)
- 法務総合研究所 (2025) 「令和7年版犯罪白書—犯罪被害の実態」
(https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00145.html 2026年4月23日)
- 暴力行為のない学校づくり研究会 (2011) 「暴力行為のない学校づくりについて (報告書)」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/079/houkou/1310369.htm 2025年1月19日)
- 文部科学省 (2022) 「生徒指導提要 (改訂版)」
(https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf 2025年1月19日)
- 文部科学省初等中等教育局 (2007) 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知)」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm 2025年1月19日)
- 文部科学省初等中等教育局 (2023) 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について (通知)」 (https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf 2025年1月19日)
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2025a) 「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
(https://www.mext.go.jp/content/20260116-mxt_jidou02-100002753_1_3.pdf 2026年4月21日)
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2025b) 「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について (通知)」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422178_00006.htm 2026年4月21日)
- Sykes, G.M & Matza, D. (1957) “Techniques of neutralization: A theory of delinquency” *American Sociological Review*, Vol.22, No.6, pp.664-670

【推薦図書】

水野治久・家近早苗・石隈利紀（編）（2018）『チーム学校での効果的な援助』ナカニシヤ出版

八並光俊・石隈利紀（編）（2023）『Q & A 新生徒指導提要で読み解く・これからの児童生徒の発達支持』ぎょうせい

石隈利紀（編）（2024）『教育・学校心理学第3版』遠見書房